

# 10月から3つの医療助成制度がさらに充実

拡充するのは子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障がい者医療費助成

10月から子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障がい者医療費の助成制度の内容がさらに充実します。各助成制度の詳細内容は、市公式サイトで確認してください。



## □子ども医療費助成

未就学児までの通院医療費と中学生までの入院医療費を無料にします。併せて小中学生の通院本人負担額の上限を引き下げます(表1参照)。対象世帯には、クリーム色の新しい医療証を9月末に郵送します。現在の医療証(桃色)は、10月になったら各自で廃棄してください。

療費を無料にします。併せて小中学生の通院本人負担額の上限を引き下げます(表1参照)。対象世帯には、クリーム色の新しい医療証を9月末に郵送します。現在の医療証(桃色)は、10月になったら各自で廃棄してください。

## □ひとり親家庭等医療費助成

小中学生の通院本人負担額の上限を引き下げ、入院医療費を無料にします(表2参照)。

## □重度障がい者医療費助成

未就学児までの通院医療費と中学生までの入院医療費を無料にします(表3参照)。

【問】市健康づくり課医療年金係 ☎77・8533

●表1：子ども医療費負担額(10月診療分から)

	本人負担	
	通院	入院
3歳未満	無料	無料
3歳～小学校就学前の幼児	無料 (9月まで：1カ月上限600円)	無料 (9月まで：1日500円上限3500円)
小学生	1カ月上限500円 (9月まで：1カ月上限1200円)	
中学生		

●表2：ひとり親家庭等医療費負担額(10月診療分から)

	本人負担	
	通院	入院
小中学生	1カ月上限500円 (9月まで：1カ月上限800円)	無料 (9月まで：1日500円上限3500円)
高校生以上	1カ月上限800円	1日500円上限3500円

●表3：重度障がい者医療費負担額(10月診療分から)

	本人負担	
	通院	入院
3歳～小学校就学前の幼児	無料 (9月まで：1カ月上限500円)	無料 (9月まで：1日500円上限3500円)
小中学生	1カ月上限500円	
高校生以上～65歳未満	1カ月上限500円	1日500円上限1万円 ※例外あり
65歳以上	無料	

※表1から3は1医療機関ごとの金額です。

# 楽しみながら自分の健康を確認するチャンス



10月6日(日)水の郷で健康まつり開催 若い世代も楽しめるイベント多数

市民に楽しみながら健康を考えてもらおうと、市は市民健康まつりを開催します。当日は、赤ちゃんハイハイ大会や美容体験、親子で遊べるコーナーなど若い年代にも楽しんでもらえるイベントが盛りだくさんです。また、各イベントに参加してスタンプを集めると、はずれなしのくじが引けるスタンプラリーも開催。会場には手話通訳者を配置しています。詳しいイベント内容は市公式サイトを確認してください。

●日時・会場 10月6日(日)午前9時～正午、水の郷

●内容 ▷血糖値や血管年齢などの測定▷お薬相談▷美容体験▷赤ちゃんハイハイ大会(午前10時～11時)

□赤ちゃんハイハイ参加者募集(9月3日から予約開始)

市内在住で生後7カ月から12カ月ごろのハイハイ



昨年は若い世代からも人気だった美容体験コーナー

ができる赤ちゃんを50人(先着)募集します。参加を希望する人は、市子育て支援課(☎77・8170)へ電話で申し込んでください。

【問】市健康づくり課健康係 ☎77・8536

# 11月から児童扶養手当の所得制限が緩和

ひとり親などで新たに対象になりそうな人は早めに子育て支援課へ相談ください

ひとり親などを対象に支給される児童扶養手当。支給するには所得制限などいくつかの要件があります。11月から受給者本人の所得制限が緩和され、第3子以降の加算額が引き上げられます。

現在、児童扶養手当を受給している人(支給停止も含む)は手続き不要です。所得制限の緩和によって新たに対象になりそうな人は、早めに市子育て支援課へ相談してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



【問】同課児童家庭係 ☎77・8522



## ●受給者本人の所得制限(11月以降)

		扶養親族などの数		
		0人	1人	2人
全部支給	収入の目安	142万円	190万円	244万3000円
	所得(10月まで)	69万円(49万円)	107万円(87万円)	145万円(125万円)
一部支給	収入の目安	334万3000円	385万円	432万5000円
	所得(10月まで)	208万円(192万円)	246万円(230万円)	284万円(268万円)

※扶養義務者の所得制限限度額は変わりません。

## ●第3子以降の加算額

	11月以降	変更前
全部支給	1万750円	6450円
一部支給	5380円～1万740円	3230円～6440円

# 市内での事業展開や拡大、新規創業を応援します

固定資産税を免除したり最大75万円を給付したりして市が全力でバックアップ

市は、市内で新たに事務所などを設置する事業者や市内で新たに起業を目指す人を応援するため、各種支援制度を設けています。詳しくは、市公式サイトを確認するか、市役所大和庁舎2階の市企業誘致推進課へご相談ください。



## 市内進出事業者への支援

●支援内容 ①固定資産税の免除(5年または10年)②市内在住の新規常用雇用者1人につき30万円を給付(上限1500万円)③事務所設置などの借入金の利子を給付(上限3年間、対象借入上限1億円、年利上限1%)

●対象事業 製造業、加工業、運送業、梱包業、卸売業など

●対象要件 上の対象事業に該当し、かつ次の全ての要件にあてはまる事業者

▷新設や増設する事務所などの固定資産の総額が2100万円以上▷新規常用雇用者が5人以上いる▷市税などに滞納がない▷暴力団関係者ではない

## 新規創業者への支援

●支援内容 建築や改修費、設備費、委託費、広報費



など、創業するために必要な経費の2分の1を補助(上限50万円、商店街での創業は上限75万円)

●対象要件 次の全ての要件にあてはまること

▷福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種▷市内に事業所を設置し、創業の具体的な計画がある個人や法人▷市税や国民健康保険税の滞納がない▷市や商工会などが実施する起業・創業セミナーなどを受講したか開業までに受講する▷事業に必要な許認可を取得しているか取得が確実な人

※過去に市の空き店舗補助金を受けている場合は対象外

【問】同課企業誘致推進係 ☎77・8762